

令和7年度 東京学芸大学附属大泉小学校 学校いじめ防止基本方針【概要版】

令和7年11月18日改訂

1 いじめ問題に対する学校としての基本的な考え方

- ① いじめは、成長過程の子どもにとって、いつでもだれにでも起こり得ることと捉え、軽微なうちにいじめを認知することで、問題の重篤化を避け、早期に解決することを目指します。
- ② いじめの疑いのある事案に気づいた教職員は、一人で抱え込むことなく、学校いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体で問題の解決に取り組みます。
- ③ 子どもたちや保護者にとって、どんな小さな不安や悩みでも、学校の中で、一番相談しやすい教職員に、いつでも、何でも遠慮せず、安心して相談できる環境を築きます。
- ④ いじめの行為の悪質性、故意性、継続性、原因、その行為を受けた子どもの心身の苦痛の程度など個々の状況に応じて、一人一人の子どもに寄り添って、その原因の解消に努めます。
いじめを行った子どもに対する指導については、行為の重大性や発達段階に応じて、学校が個々に判断して適切に行います。
- ⑤ いじめを受けた子どもの保護者、いじめを行った子どもの保護者など大人の力を結集して、子どもたちの良好な人間関係づくりを支え、子どもが安心して学校に通えるようにします。
- ⑥ 授業等における子どもたち同士の協同的な学びや、話合いによる合意形成、意思決定の場などを通して、子どもたち自身が、いじめについて主体的に考え行動できるようにします。

2 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」に基づき、子どもが受けた行為により、「心身の苦痛を感じた」場合は、すべていじめと認めて対応します。

- 相手の子どもの人数は、関係ありません。(一人でも、集団でも関係ありません。)
- 暴力行為の有無は、関係ありません。
- 行為の回数は、関係ありません。(1回だけでも、複数回でも関係ありません。)
- 行為で判断するのではなく、個別に判断します。(「この行為はいじめではない」と判断せず、行為を受けた子どもがどう感じているかで判断します。)
- 互いの行為に対し、双方者が心身の苦痛を感じた場合は、それぞれの行為をいじめと判断します。(なんかで苦痛を感じたら、双方がいじめを行ったことになります。)

3 学校いじめ防止対策委員会とは

「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校におけるいじめ防止対策の取組を推進する中核となる組織として、「学校いじめ防止対策委員会」を設置しています。

【学校いじめ防止対策委員会のメンバー】

校長【委員長】 副校長 主幹教諭 養護教諭 スクールカウンセラー

※ 必要に応じて、他の教員やスクールソーシャルワーカーなどのメンバーが加わることがあります。

※ 緊急性がある場合など、メンバー全員が揃わなくても会議を開催することができます。

4 いじめの発生についての東京学芸大学への報告、対応経過の記録と保存

(1) いじめ発生の報告

いじめが発生した場合、全ての事案について、毎月初めに「いじめ報告一覧表」により、大学に報告を行い、必要に応じ対応の在り方等について助言を求める。その後も、いじめが解消するまで、毎月初めに対応経過を報告します。

また、重点的に対応する必要性が高いと考えられる事案については、速やかに、「いじめ発生報告書」を、同大学に提出します。

(2) 「いじめ」に関する情報、対応経過の記録の共有と保存

いじめに対する調査や対応経過等については、「いじめ報告一覧表」により、データで保存し、教職員がいつでも閲覧できるようにしておきます。

特に、全教職員で共有すべき内容については、学校いじめ防止対策委員会から、学年会を通じて、改めて周知を図ります。

5 いじめ防止のための日常的な取組

(1) 全校の子どもの状況についての情報共有

いじめの可能性を見逃さないようにするために、「学校いじめ防止対策委員会」は定例会議を開催し、日常的な子どもたちの様子について情報交換を行い、必要に応じて対応を協議します。

【原則、毎週火曜日4校時（11:20～12:00）開催】

(2) 教職員研修の実施

教職員が一人でいじめ問題を抱えることなく学校全体で対応するための報告、情報共有の在り方や、事案ごとの対応例等について共通理解を図るため、教職員全員で研修を行います。

【年3回実施（4月9日（水）、8月28日（木）、1月9日（金）】

(3) いじめ早期発見のためのアンケートの実施

いじめやいじめの疑いがある状況を把握するための重要な参考資料の一つとするため、定期的に、すべての子どもを対象にアンケートを実施します。

また、このアンケートは、子どもの在籍期間又は実施年度末から3年間保存します。

【アンケートの実施方法、内容】

- 生活アンケートの実施（年3回：6月第3週、10月第4週、2月第1週）
- Q-U診断テストの実施（年2回：6月第4週、11月第4週）
- スクールカウンセラーによる3年児童の全員面談（6月第4週）

(4) 子どもや保護者等からの相談、訴えを受ける体制の強化

子どもや保護者の不安や悩みについて、どんな小さなことでも、面談、電話などにより教職員が相談に応じます。心理の専門家であるスクールカウンセラーはじめ、学年の教員、養護教諭、前担任、管理職など、最も話しやすい教職員が相談に応じます。

また、他の子どもがいじめられているなど自分以外のことについても、丁寧に話を聞きます。

6 いじめ解決に向けた取組

(1) 事実関係の調査

いじめやいじめの疑いがあることが認められた場合、教職員が、いじめを受けた子どもも、いじめを行った疑いのある子どもも、他の子ども等に聞き取りをしたり、これまでに実施したアンケートを確認したりして、できる限り事実を把握するための調査を行います。

明らかになった事実については、いじめを受けた子どもの保護者に報告するとともに、いじめを行った子どもの保護者にも情報提供します。

(2) いじめを受けた子どもに対する対応

いじめを受けた子どもの心身の苦痛の状況を踏まえ、教職員が、子どもの心情に寄り添いながら、安心して学校に通えるようになることを目指して支援を行います。

(3) いじめを行った子どもへの指導

いじめの行為の重大性や発達段階に応じて、いじめを行った児童に対する指導を行います。その指導の在り方は、学校がいじめを行った子どもの様々な状況を勘案し、個々に判断します。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定

「いじめ防止対策推進法」に基づき、以下に該当する場合は、「重大事態」であると判断します。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目途）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を踏まえつつ、大学又は学校に調査のための組織を設置して、下記の方法等により事実解明のための調査を行います。

【調査方法の例】

- いじめを受けた子どもらの聞き取り調査 ● いじめを行ったと疑われる子どもからの聞き取り調査
- その他の子どもからの聞き取り調査 ● 教職員からの聞き取り調査
- 過去に実施していたアンケート等、記録文書の確認調査

調査結果については、いじめを受けた子どもの保護者に加え、必要に応じ、いじめを行った子どもの保護者等にも報告します。

調査報告の公開については、いじめを受けた子どもの保護者の意向を踏まえつつ、東京学芸大学が、公開の有無、方法、内容等を決定します。

(3) 東京学芸大学を通じた文部科学大臣への報告

重大事態が発生した時点、調査を開始する時点、調査が終了した時点で、それぞれ、東京学芸大学から文部科学大臣に対し報告を行います。

なお、調査結果を文部科学大臣に報告する際に、いじめを受けた子どもの保護者は、文部科学大臣宛に所見書を提出することができます。

【いじめの認知から解消まで ~フローチャート~】

